

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します。（※国の令和5年予備費を活用した施策に伴うもの）

1 内容

(1) 対象者

① ひとり親世帯（対象児童 約10,600人）

- (ア) 令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている方【申請不要(プッシュ型)】
- (イ) 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る)【要申請】
- (ウ) 令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていないが、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方【要申請】

② ひとり親世帯以外（対象児童 約9,400人）

- (ア) 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」を受給した世帯【申請不要(プッシュ型)】
- (イ) 対象児童(令和5年3月31日時点で18歳未満の子(障害児については20歳未満))の養育者であって、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、市民税均等割が非課税である方、又は市民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方【要申請】

(2) 給付額 児童1人当たり5万円

2 今後のスケジュール

- ・5月中旬 申請が不要な方へ受給意思確認通知を発送
- ・5月29日 申請が不要な方へプッシュ型支給
- ・6月12日 申請が必要な方の受付を開始予定（令和6年2月末まで）
※申請が必要な方についても、可能な限り速やかに支給していきます。

3 その他

(1) コールセンターの開設

- ・電話番号 0120-288-232
- ・開設期間 令和5年5月17日(水)から令和6年2月末まで
- ・受付時間 月～金曜日 8時30分～17時
※祝日、12月29日～1月3日を除く

(2) ホームページの開設

- ・以下のURLからご覧ください。

① ひとり親世帯

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000048939.html>



② ひとり親世帯以外

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000048941.html>



【問い合わせ先】

岡山市 こども福祉課 友末・森・堀井・佐川 直通086-803-1222 内線4780・4784

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給することにより、その実情を踏まえた支援を行う。 ※ 国の令和5年予備費を活用した施策に伴うもの。

児童 1人当たり **5万円**

※ 令和6年2月29日までに出生する新生児を含む

ひとり親世帯	申請不要 (プッシュ型支給)	○ 令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている方	5月中旬 通知 5/29 振込
	要申請	○ 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 (児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る) ○ 令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていないが、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方	6/12 受付開始 可能な限り 速やかに振込
ひとり親世帯以外	申請不要 (プッシュ型支給)	○ 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」を受給した世帯	5月中旬 通知 5/29 振込
	要申請	○ 対象児童(令和5年3月31日時点で18歳未満の子(障害児については20歳未満))の養育者であって、食費等の物価高騰の影響を受けて、家計が急変し、市民税均等割が非課税である方又はこれと同様の事情にあると認められる方	6/12 受付開始 可能な限り 速やかに振込